

## 【消費者問題講義報告】

# 2021年度消費者問題講義の成果と課題

### 1. 消費者問題講義の目的

先述のとおり、弘前大学では、毎年度前期に教養教育課程で、後期に人文社会科学部の専門教育課程で消費者問題をテーマとする講義を各々開講してきた。これらの講義を開講する目的は次の3点にある。

第1に、大学生に消費者教育を受ける機会を保障するためである。言うまでもなく、消費者教育を受ける権利は「消費者の権利」の一つである。それにも関わらず、日本の若年者は（若年者以外も）消費者教育を受ける機会をわずかしかもたない。小学校、中学校、高等学校では、持続可能な社会のための教育が広まりつつあるが、まだまだ限定的である。大学では一層限定的である。しかし、大学生は消費者トラブルの見舞われるリスクが高まる年齢であるだけでなく、これから社会を担おうとする年齢である。従って、大学生こそ、消費者教育を受け、消費者トラブルから身を守る方法を身に付けるとともに、公正かつ持続可能な社会の形成のための消費行動を身に付けることが望まれる。それらのために、本学のように、大学の正規のカリキュラムの一環として、消費者問題や消費者市民社会に関わる諸問題を学ぶ講義を開講することは重要であると考えられる。

第2に、消費者教育の成果を地域に還元するためである。大学生は自分自身が消費者教育を受け、消費者問題や消費者市民社会に関わる諸問題を学ぶことができたとしても、それだけで満足してはいけない。地域社会の一員として、自分自身が学んだ成果を地域に還元することを目指すべきであろう。そのために、本学では、先述のとおり、毎年度、消費者フォーラム in HIROSAKIを開催している。その他、消費生活フェスタを始めとする地域の消費者教育に関連するイベントに参加したり、附属学校と連携して模擬授業を実施したりしている。これらを通して、大学生が大学で学んだ成果を地域に還元することは、地域における消費者教育の推進に資することになるだろう。さらに、大学時代にこうした経験を積むことは、将来、社会人として消費者問題や消費者市民社会に関わる諸問題に取り組むことにつながるだろう。

第3に、大学と地域の連携を深めながら、ともに消費者教育に取り組む体制を構築することである。大学における消費者問題講義の開講のためには、地域社会や地域の専門家の協力が不可欠である。また、体系的に消費者教育の取り組むためには、小学校、中学校、高等学校などとの連携を進めることが望ましい。従って、大学における消費者教育の推進という課題は、大学と地域との連携の強化という課題と必然的に結びつく。このため、本学でも地域の専門家の協力を得ながら、消費者問題講義を開講するとともに、青森県消費者協会、附属中学校、地域の高等学校他と連携しながら事業を広げようと取り組んでいるところである。こうした取り組みは、大学と地域が相互に協力しながら、消費者問題を始めとする地域の課題に取り組む体制の構築につながるとともに、大学の社会貢献または地

## II 消費者問題講義の実践モデル

域貢献の強化につながるであろう。

### 2. 教養教育課程の消費者問題講義（消費者市民社会入門）

先述のとおり、2021年度の教養教育課程の消費者問題講義は、学部越境型地域志向科目「青森の多様性と活性化－消費者市民社会入門－」として開講した。昨年度まで、サブタイトルを「消費者問題の取り組み」としていたが、幅広く「消費者市民社会」について学ぶ講義であることと、その「入門」編の講義であることを明確にするため、本年度から上のように改めた。実際、本年度の講義でも、地域の消費者問題の専門家を非常勤講師またはゲストスピーカーとして招聘し、消費者問題や消費者市民社会について幅広く学ぶことを目指した。担当者は、福田進治（人文社会科学部）、保田宗良（同左）、吉村顕真（同左）、加賀恵子（教育学部）、加藤徳子（消費生活アドバイザー）、永井雄人（白神自然学校一つ森校代表）、斗澤康広（十和田おいらせ農業協同組合専務理事）、坂本久美子（青森県消費生活センター主任相談員）、花田勝彦（さくら法律事務所弁護士）、大西二郎（NACS理事・東北支部長）の計10名である（敬称略）。受講生は全学部（人文社会科学部・教育学部・理工学部・農学生命科学部・医学部）の2年生を中心に37名であった。

全体の構成、各講義のテーマ・日程・担当者は以下のとおりである。

- 第1回 イントロダクション（4/22（木）福田）
- 第2回 多文化共生社会の消費行動（1）（4/30（金）加藤）
- 第3回 多文化共生社会の消費行動（2）（5/6（木）加藤）
- 第4回 青森県の自然環境と持続可能な社会（5/13（木）永井）
- 第5回 食の安全と青森県の地産地消（5/20（木）斗澤）※
- 第6回 消費者問題と消費者法の展開（5/27（木）吉村）※
- 第7回 情報メディアと消費者問題（1）（6/3（木）坂本）
- 第8回 情報メディアと消費者問題（2）（6/10（木）坂本）
- 第9回 消費者契約をめぐるトラブル（6/17（木）花田）
- 第10回 ライフサイクルの管理と設計（6/24（木）加藤）
- 第11回 食と地球環境－食を通して世界を見る－（7/1（木）加賀）
- 第12回 消費者志向経営推進の取り組み（1）（7/8（木）大西）
- 第13回 消費者志向経営推進の取り組み（2）（7/15（木）大西）
- 第14回 消費者市民社会を考える（1）（7/29（木）福田・保田・加賀・加藤）
- 第15回 消費者市民社会を考える（2）（8/5（木）福田・保田・加賀・加藤）

ここで、※印は弘前市内の新型コロナウィルス感染拡大の影響により、オンライン授業となつた回を示す。昨年度は感染拡大の影響を受けて、講義全体を後期（10月～1月）に移して開講し、それでも何回かの講義がオンライン授業となつたが、本年度は辛うじて本来の形に戻して前期に開講することができた。各回の講義の内容や方法については、昨年度の報告書の中で「消費者問題講義の実践モデル」として詳細に報告したので、ここでは割愛するが、全体の構成としては、第2回～第5回と第11回は「消費者市民社会の構築」

の領域、第6回～第10回は「商品等の安全」・「生活の管理と契約」・「情報とメディア」の領域、第12回と第13回は「消費者志向経営」の領域に対応する。各回の講義は座学ばかりでなく、グループワークやディスカッションなど、アクティブラーニングを適宜織り交ぜ、受講生の主体的な関心を喚起することに努めた。これらの領域の学習を踏まえて、第14回と第15回は全体のまとめとしてワークショップを実施した。受講生は6つのグループに分かれ、消費者問題や消費者市民社会に関わる諸問題について発表を行った。

### 3. 専門教育課程の消費者問題講義（消費者市民社会の実践）

2021年度の人文社会科学部の専門教育課程の消費者問題講義は、経済法律コース・企業戦略コース・地域行動コース特設講義「消費者市民社会の実践」として開講した。この講義についても、昨年度まではタイトルを「消費者問題の理論と実践」としていたが、「消費者市民社会」について専門的に学ぶ講義であること、その「実践」編の講義であることを明確にするため、本年度から上のように改めた。そして、地域の消費者問題の専門家である非常勤講師が本学教員とともに指導に当たり、受講生は2つのグループに分かれて消費者市民社会の形成に関わる課題研究に取り組み、その成果を消費者教育活動の実践という形で地域に還元することを目指した。担当者は、福田進治（人文社会科学部）、保田宗良（同左）、加賀恵子（教育学部）、加藤徳子（消費生活アドバイザー）である。受講生は人文社会科学部の2年生を中心に8名であった。

全体の構成、各講義のテーマ・日程・担当者は以下のとおりである。

- 第1回 イントロダクション（10/7（木）福田）
- 第2回 消費者問題と消費者市民社会（10/14（木）福田）
- 第3回 消費者志向経営とマーケティング（10/21（木）保田）
- 第4回 多文化共生社会における消費行動（10/28（木）加藤）
- 第5回 地球環境・資源問題と消費行動（11/4（木）加藤）
- 第6回 グループ別課題研究（1）（11/11（木）福田・加藤）
- 第7回 グループ別課題研究（2）（11/18（木）福田・加藤）
- 第8回 消費生活フェスタ参加（11/21（日）福田・保田・加賀・加藤）
- 第9回 課題研究の中間まとめ（11/25（木）福田・加藤）
- 第10回 中間発表会・交流会（12/1（水）福田・保田・加賀・加藤）
- 第11回 課題研究の推敲（1）（12/9（木）加藤）
- 第12回 課題研究の推敲（2）（12/16（木）福田・加藤）
- 第13回 課題研究の最終まとめ（12/23（木）福田・加藤）
- 第14-1回 附属中学校発表（1）（1/13（木）福田・保田・加藤）※
- 第14-2回 附属中学校発表（2）（1/20（木）福田・保田・加藤）※
- 第15回 消費者フォーラム参加（1/22（土）福田・保田・加賀・加藤）

ここで、以前と同様に、※印は弘前市内の新型コロナウィルス感染拡大の影響により、オンライン授業となつた回を示す。全体の構成は、第2回～第5回は講義形式で、消費者問

## II 消費者問題講義の実践モデル

題、消費者市民社会、消費者志向経営に関する基本的知識を学び、第6回～第13回は実習形式で、受講生が2つのグループに分かれて、自ら課題を設定し、調査研究に取り組むこととした（昨年度と比較すると、講義形式を1回分減らし、実習形式を1回増やした）。そして、受講生のグループAは食品ロス問題の調査研究、グループBは児童労働問題の調査研究に取り組むこととなった。これらの講義に挟み込む形で、第8回の講義として、消費生活フェスタに参加、第10回の講義として、教育学部の学生グループと合同で中間発表会を開催し、これらを踏まえて、第14回の講義として、弘前大学教育学部附属中学校で模擬授業を実施することとした。しかし、この時期、新型コロナウィルス感染拡大を受けて、実際に附属中学校で模擬授業を実施することができなくなったため、受講生の各グループをさらに2つに分け、第14回の講義を2日間（第14-1回と第14-2回）に分けて、各回2回ずつ、中学1年生の計4クラスでオンラインの模擬授業を実施した。それでも受講生の問い合わせに対して中学生が積極的に発言するなど、非常に有意義な模擬授業になった。こうした実践を踏まえて、第15回の講義として、消費者フォーラム in HIROSAKIで最終成果を報告した。前述のとおり、本年度の消費者フォーラムは会場を無観客にして開催し、その内容はオンラインで参加者に配信した。このような形で、この講義では、受講生自身が設定した課題を探求し、地域の消費者教育活動に参加しながら、課題研究の成果を地域に還元することを目指したが、本年度はとりわけ異例の形になった（最終成果の内容は第III部を参照）。

### 4. 消費者問題講義の成果と課題

昨年度と同様、本年度も新型コロナウィルス感染拡大を受けて、本学の消費者問題講義もさまざまな制約を受けて、受講生には負担をかけることとなったが、それでも何とか2つの講義を（予定どおりとは言えないまでも）最後まで開講すること、そして所期の目的を達成することができたと考えている。

本年度も消費者問題講義に対する受講生の評価はおおむね高かった。教養教育課程の消費者問題講義では、多くの地域の専門家が現場の経験に基づいて講義をすることと、グループワークなどの主体的な学習を促す工夫が織り込まれていることが評価されている。とくにこの講義を受けて自分自身の生活を見直したいというコメントが数多く見られたことは心強い。専門教育課程の消費者問題講義では、受講生グループによる課題研究の質が年々向上している。本年度の受講生グループも、数々の困難を乗り越えて、短い開講期間の間に質の高い研究成果をまとめ、報告することができた。こうした経験が受講生たちの今後の成長の糧になること、そして消費者市民社会の形成に積極的に参画する人材に育ってくれることを願って止まない。

ところで、昨年度以来の新型コロナ感染拡大のために、大学生のオンライン授業への対応のスキルはかなり向上しているように思われる。消費者問題講義の受講生についても同様である。前述のとおり、本年度の消費者問題講義においては、新型コロナウィルス感染拡大により大きな影響を被ったが、後期の附属中学校発表や消費者フォーラムを含めて、

比較的スムーズにオンラインで対応することができた。これらのことも消費者問題講義の成果であり、消費者教育の可能性が拡大したという言い方もできるだろう。

とはいっても、2つの消費者問題講義には、さまざまな課題も残されている。講義の内容と方法についてもまだ改善の余地がある。それ以上に、消費者問題講義を受講した大学生がどのようにして自分自身の生活を改善していくか、そうした経験や生活をどのようにして社会に広めていくかは、消費者市民社会の形成のために本質的な課題であると言えるだろう。また、こうした取り組みにおける受講生の負担と地域での活動のバランスについても考えていかなければならない。

(福田進治 弘前大学)



教養教育課程の消費者問題講義 ワークショップ「消費者市民社会を考える」